

亀山市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月12日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第27号

亀山市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市職員退職手当支給条例施行規則（平成17年亀山市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条を削る。

第12条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「第16条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（条例第15条第10項第2号に規定する規則で定める者）

第11条 条例第15条第10項第2号アに規定する規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

- （1）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって、同法第24条の2第1項第1号に掲げる者に該当するもの
- （2）雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当するもの
- （3）雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する

者 退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第3号に掲げる者に該当するもの

2 条例第15条第10項第2号イに規定する規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。

第13条第4項中「第16条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条を第12条とする。

様式第2号から様式第4号までの規定中「第13条関係」を「第12条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条の改正規定（同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする部分に限る。）は、令和元年12月14日から施行する。